

公立大学法人新見公立大学 年度計画（29年度）

I 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育

1) 教育の内容

- (1) 本学の教育目的に基づき、地域社会における保健、医療、福祉及び教育に貢献できる専門職としての人材育成をめざす。市民の生活、文化に触れる教育科目をとおり、社会に適応できる人材育成を行う。
- (2) 地域社会の課題を調査し、調査結果を踏まえて地域の人々を対象とした健康教育を行う授業を展開する。
- (3) 地域の特徴を踏まえた科目である看護学科の「生活支援看護学実習」、幼児教育学科の「環境指導法」、地域福祉学科の「地域文化演習」等をとおり、地域のフィールドを活用した授業を展開する。
- (4) 各学科の専門職養成の教育課程の特徴を踏まえ、教養教育と専門科目の充実を図る。学科別ガイダンスを実施し、教育目的・教育目標、入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）、教育課程編成・実施方針（カリキュラムポリシー）、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に沿った履修指導を行う。

(5-1) 新見公立大学健康科学部看護学科

- a) 学生が健康に関心をもち、充実感を持って学修に取り組むよう、教育内容や教育方法の改善に努め、質の高い看護学教育を実施する。
- b) 3期生からの改正カリキュラム最終学年の評価と継続的な進行を行う。また、保健師選択コースの適切な実施と評価を行う。
- c) 6期生からの改正カリキュラムの評価および継続的な進行を行う。また、保健師選択コースの適切な実施と評価を行う。
- d) 臨地実習指導担当教員は、現場の実習指導者と緊密に連携を図り、学生の実習効果が上がる環境調整を行う。
- e) 「卒業研究Ⅰ・Ⅱ」を学生が主体的かつ創造的に取り組むよう、各領域のゼミ担当教員の連携を強化し、質の高い研究発表ができるよう指導する。
- f) 看護師・保健師国家試験に向けて、学修進度に応じた支援体制を整え、全員の合格を目指す。
- g) 学生のキャリア支援について、講義・実習などの学修進度や適性・希望に応じた支援をきめ細かく行う。また、インターンシップなど体験学修をとおり進路決定を図るよう指導していく。
- h) 教員一人ひとりが教育の質向上に向けて、学部内外の研修・研究の取り組みを継続する。地域の健康課題に積極的に取り組み、地域貢献活動を行う。連携施設との研修・研究体制の強化を図り、共同研究を積極的に進める。

(5-2) 新見公立大学大学院看護学研究科

- a) 研究科の教育目的・教育目標を達成するために、2年間の教育計画を効果的に実施する。

- b) 院生の学修環境を整え、修士論文作成に向けて研究活動への支援を十分に行う。
- c) 研究科担当教員の連携と相互の研鑽を図り、研究科の教育内容の充実と評価を行う。また、研究指導の質向上に向けて研修を行う。

(5-3) 新見公立大学助産学専攻科

- a) 専攻科の教育目的・教育目標を達成するために、教育計画を効果的に実施する。
- b) 専攻科教員と実習施設との連携を図り、実習効果が十分に得られるように、また、予定した実習期間内に分娩介助例数10例を達成するように調整を行う。
- c) 専攻科学生の学修環境を整え、助産師国家試験全員合格に向けて支援を行う。

(5-4) 新見公立短期大学幼児教育学科

- a) 総合研究Ⅰ及び総合研究Ⅱにおいて、教養科目と専門科目を有機的に結び付けて、地域における保育実践者として問題解決に継続して取り組む姿勢を養う。
- b) 学内で「にいみゆめのぼけっと」を開催し、地域の方や子どもとの交流を深めて保育者としての資質を養う。
- c) にいみ子育てカレッジの「交流ひろば“にこたん”」に積極的に参加して地域社会の実態を理解し、子育て環境の向上に貢献できる保育者としての力量を培う。
- d) 学生の学びを充実させるために保育実習及び教育実習の手続きについて検討し、円滑な実習に結びつける。
- e) 実習指導者連絡会議を活用して学外実習先と本学との連携を深める。
- f) 学生の進路選択・決定に、学生の適性や希望に応じたキャリア支援をきめ細かく行う。
- g) 教育の質向上に向け、学科内の研修研究の取り組みを強化する。

(5-5) 新見公立短期大学地域福祉学科

- a) 地域住民との交流活動において、学生からの提案、住民への働きかけといった能動的な活動が安定的に継続できるような体制を構築する。
- b) 生活支援技術においては、ICTを活用した授業を継続し、授業改善とともに、より効果的な技術修得をめざす。
- c) 学外実習では、学生の学びとして施設と在宅の生活の継続性を意識させることを目的とし、実習指導者会議において、在宅実習指導者を中心にした研修を企画する。また、介護過程の修得について、実習体験をより深い学びにつなげるよう、授業・実習課題の見直しを始め、指導方法等を考える機会とする。
- d) 昨年度入学生のカリキュラムの教育効果を評価する。それとともに、改正したカリキュラムによる今年度入学生の教育をスムーズに進める。
- e) 学修環境へ配慮し、国家試験を見据えた対策を進める。
- f) 「地域福祉研究」において、地域の課題や学生個々の興味・関心に応じた課題を探究する。引き続き、論文作成時期・発表時期の見直しについて検討し、質の高い論文作成ができるよう指導する。
- g) 教員各自が地域での教育・研修に参画し、教育の質を高めるよう努力する。
- h) 学生の進路選択・決定に、適性や希望に応じたキャリア支援をきめ細かく行う。

- (6-1) 一般教養科目の英語関係の授業では、日常生活英語と各学科関連分野に関する基礎的な英語力を身に付け、ある程度は英語で対処できる専門職を養成する。
- (6-2) 新見英語サロン、新見市国際交流協会、他の国際交流関係行事等の開催情報提供を積極的に行い、学生が英語文化に触れる機会を増やす。
- (6-3) 図書館所蔵の英語多読教材をさらに増やし、学生たちの自主的な学修を支援する。
 - (7) 短期海外研修制度を推進し、より多くの学生が海外研修に参加するよう働きかける。また、海外研修の報告会を開催する。
 - (8) 研修で協力体制にある海外の大学等との交流や国際貢献活動を引き続き推進する。
 - (9) 文書作成に加え、チラシ類、ポスター作成など、各学科の特色を踏まえた情報処理に関する技能の修得を図る。また、情報関連科目を通じ、個人情報扱う専門職業人にふさわしい情報倫理観を養成する。さらに、情報機器の点検・更新を進め、学修・研究環境のさらなる充実化を図る。

2) 教育の実施体制

- (1-1) 教養教育委員会で教養教育の実施体制及び充実を図る方策を検討し、問題点の改善を図る。
- (1-2) FD／SD集会を複数回、または継続して開催し、教育の質保証に繋がる取り組みを行う。
 - (2) 専門的技術及び知識を有する人材を非常勤講師等として積極的に登用する。その際、専門領域、教育研究業績等を精査することとし、地域（産官学）の有為な人材活用に努める。
- (3-1) 学生による授業評価をオンラインアンケートにより実施し、学位授与方針の達成度を評価できるシステムに改良する。学生の授業評価の実施率を上げ、教員の教育改善に役立てる。
- (3-2) シラバスは、学生が活用しやすいものを目指し、自己学修の内容が理解できるよう具体的に明記する。科目ナンバリング等を行うことにより学生の履修体制の整備を図る。
- (4) 平成29年4月の看護学部から健康科学部への大学学部名変更に伴い、短期大学を4年制として大学1学部3学科体制へ移行し、健康科学に関する教育研究力を強化するためのカリキュラム作成など、教育内容変更等の検討を進める。

2 研究

1) 研究の内容

- (1-1) 基礎・成人・老年・母性・小児・精神・在宅・公衆衛生の各看護専門領域に特化した研究及び中山間地域の医療的ケア・在宅ケア・家族支援など地域の健康課題に焦点を当てた研究に取り組む。研究成果を学会発表等で広く発信し、学外の研究者や実践者との交流を深め、新見モデルの基盤を構築する。
- (1-2) 院生の研究支援とともに、教育目的である地域生活支援、療養支援を課題として、調査研究を行う。地域医療の課題に沿った研究の強化を図る。
 - (2) 指定保育士養成施設指定基準で示されている科目、教育職員免許法で設定されている教科に関する科目及び教職に関する科目について、各々が担当する領域の研究を深める。また、短大の4年制大学への移行に向けて、財団法人日本開発構想研究所との協議のうえ、各自の研究業績の見直しを

行い、各専門の研究と教育の一層の充実に取り組む。

(3)福祉の分野では、「介護福祉士養成教育」「介護福祉の専門性」とともに、「中山間地域における福祉課題」に取り組む研究を展開し、研究成果の発信に努める。

(4-1)大学の活動状況を積極的に情報提供し、各種メディア等を通じて公表を行う。

(4-2)ホームページへの掲載、学報及び年報等により、市民、学生及び受験生等へ情報を公表する。

(4-3)論文等の成果物は、図書館やインターネットで公開し広く閲覧に供する。

(5)産学官の連携により、災害対策や医療・福祉・教育分野等の様々な課題解決に参画する。

2) 研究の実施体制

(1)職員各自が毎週1日研修日を設定し、研究時間を確保する。研修日に研究活動ができるよう業務内容の簡素化に努める。

(2-1)優れた研究については、研修会等を開催し、職員間で情報を共有する。

(2-2)学外の研修会への参加を促進する。

(3)科学研究費補助金等の外部資金は、説明会を開催し申請及び採択に努める。

(4-1)学長及び学部長等で審査を行い、優れた研究に対し研究費の傾斜配分を行う。

(4-2)研究倫理審査委員会で、倫理審査を行い、研究倫理の質の向上を図る。

3 学生の確保及び支援

1) 学生の確保

(1)高大接続システム改革の趣旨に沿って、アドミッションポリシーを公表する。

(2-1)障がいのある受験生の受入れ方針の内容を検討し、必要な更新を行う。

(2-2)受験者、合格者、入学者のデータを基に分析をすすめる、効果的な選抜方法を実現する。

(2-3)円滑に入試を運営するために、実施体制の強化を図る。

(3-1)大学入学者選抜実施要項の見直しに係る予告通知に基づき入学者選抜方法の検討を行う。

(3-2)大学ホームページの入試関連情報の内容充実を図る。

(3-3)入試関連出版社等と提携し、大学・短期大学の魅力や特長をわかりやすく、印象的に広報する。

2) 学生の支援

(1-1)実習等は、実習施設の指導者と本学教員が連携を密にして指導・助言を行う。学生の事前学修を促すための事前課題の提示と確認、技術演習の指導等を丁寧に行う。実習後は、学生と教員による振り返りを十分に行い、専門職としての役割等の自覚を育てる。

(1-2)GPAの評価が低い学生に対しては、担任と連携し、生活指導と併せた学修指導を行い、継続的な学修支援および生活支援を行う。

(1-3)引き続き各学科の専門性に沿った学術書（特に新刊書）の充実を図る。文献情報データベース類の研究を行い、学生の情報検索の充実を図る。学生へのオリエンテーション、文献ガイダンス等を活用し、図書館利用促進を図る。図書館情報誌の刊行等、学生図書委員とともに図書館活動の充実

を図る。

- (1-4) キャンパス・ハラスメント等の防止に向けて、人権啓発講演会を実施し、ハラスメント防止に努める。また、セクシャルマイノリティに関する研修会を実施し、人権意識の向上を図る。
- (1-5) 学生が安全で安心な学生生活を送ることができるようにガイダンスや講演会を実施する。内容は、防犯・交通安全・薬物乱用の防止、奨学金、課外活動（アルバイト含む）、選挙などである。また、学生のボランティア活動を支援するため、「ももパト隊」「機能別消防団員」等の活動に協力する。
- (1-6) 健全で健康な学生生活を過ごすことができるように診断・講演会を実施する。保健管理センターが中心となり、身体的健康やメンタルヘルス、障がいをもつ学生を支援し、円滑な学生生活の支援体制強化を図る。
- (1-7) 授業料減免制度については、引き続き公平で効果的な運用を研究し実施する。奨学金制度については、行政及び学外の諸団体と連携し、学生の要望に応じた支援を行う。「ふるさと納税制度」を活用した本学独自の給付型奨学金「新見公立大学ふるさと育英奨学金」については、卒業生など多くの方に理解と支援をいただけるよう、財源の確保に努め早期の運用開始を目指す。
- (1-8) 入学当初から進路相談等を実施し、就職や進学など進路選択、資格取得について情報提供を行い、学生の主体的なキャリア形成を支援する。
- (1-9) 学内LANによる求人・進学の情報提供を継続し、求人資料等が地域別・都道府県別・業種別に閲覧できるシステムの整備を検討する。
- (1-10) ハローワークとの連携により、キャリア支援体制の強化を図る。
- (1-11) 「進路ガイダンス」（就職ガイダンス・進学ガイダンス）を開催し、学生の進路決定をサポートする。
- (1-12) 「卒業生と語る会」を開催し、学生が直接、卒業生から進路選択や就職活動、卒業後のキャリアアップ等の体験談を聞くことにより、学生の就職および進学を支援する。
- (1-13) 「就職合同説明会」等外部機関と連携した講演会およびセミナーを実施する。
- (1-14) 各学科において、学生の出身都道府県の社会福祉協議会との連携による就職説明会を実施し、学生の出身地での就職を支援する。

II 社会貢献に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 地域社会への貢献

- (1-1) 地域にある物的・人的資源や各専門機関と本学が連携を図り、地域住民が住み慣れた地で、豊かに生活を送ることができるような公開講座を開催し、住民の生活の質の向上に寄与する。また、地域のニーズに積極的に対応したボランティア活動を行うとともに、学内体制を構築する。
- (1-2) 地域における看護、介護福祉及び幼児教育従事者の知識と技術のスキルアップの向上を図る支援を積極的に実施する。
- (2-1) 産官学民の連携をいっそう強めるため、大学を核とした「地方創生にいみカレッジ」に市内の若手経済人が、企画スタッフとして参加することを促す。また、昨年度に掘り起こしたテー

マを講演会やシンポジウム、ワークショップなどで検討し、市の施策に反映できるよう提言する。

- (2-2) 市の各種審議会・委員会等に積極的に参画し、専門性を発揮して政策立案等に貢献する。地域住民などとの交流の機会を通して連携推進を図る。
- (2-3) 市と連携し、「にいみゆめのぼけっと」等の発表会を地域の子どもたちに向けて発信する。
- (2-4) 新見市及び岡山大学医療教育総合開発センターGIMや地域の医療機関等と連携を図り、地域医療支援の体制を構築する。
- (3-1) 小・中・高等学校からの教育実践上の相談及び学修支援などの要請に的確に応える体制を強化し推進する。
- (3-2) 認定こども園、小学校などを対象とした地域交流支援の企画を検討する。

Ⅲ 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 組織運営の改善及び効率化

- (1) 理事長がリーダーシップを発揮し、全学的な戦略のもと組織運営及び資源配分を行う。
- (2) 非常勤理事及び経営審議会委員等の学外の幅広い意見及び社会のニーズを積極的に取り入れる。
- (3) 将来の大学構想を踏まえ、効果的、効率的な大学運営をするため、役員、委員及び学内委員会等、組織の見直しを検討する。
- (4) 定期的に事務処理体制を点検するとともに学内ネットワークの活用や各種システム等の導入を検討する。
- (5) 学友会、同窓会、後援会及び研究活動等において、交流する地域住民の意見を共有し大学運営に生かす。同窓会員との連携を強化するため大学が同窓会支部あるいは同期生会の開催を支援する。

2 人事の適正化

- (1-1) 職員採用計画に基づき職員定数及び人件費を適正に管理する。
- (1-2) 職員の採用は公募を原則として、能力本位の選考を行う。高度な専門性を有する人材は特任教員として登用する。
- (2) 職員の専門性のスキルアップ及び学外の情報を得るために各種研修会等への参加を促進する。
- (3) 職員の意識、意欲及び能力の向上を目的とした教員評価作業チームを組織し、評価方法の規程、指針等を作成する。

Ⅳ 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己収入の確保

- (1) 授業料等の滞納者には随時、催告を行い、収入の確保に努める。
- (2) 地域住民のニーズに沿った公開講座等を開催し、受講者の増加を図る。

(3) 学生確保の状況等を勘案し、授業料等の見直しを検討する。

2 外部資金の獲得

外部資金の情報収集・公募情報の周知を強化する。職員が連携して積極的な申請に努める。

3 経費の抑制

(1) 効率的な大学運営を図るため、事務局組織の構成を検討する。

(2) 光熱水費、消耗品費等の管理的経費について、具体的な削減割合を設定し、経費の抑制に努める。

V 自己点検・評価及び当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 自己点検及び自己評価

(1) より効果的な評価体制を構築するため、組織・規程等の整備を検討する。

(2) 大学基準協会が昨年度に実施した評価結果に基づき自己点検を行う。

(3) 年度実績の評価結果及び課題を職員及び各委員会に周知徹底し、業務改善に生かす。

2 情報公開及び情報発信

(1-1) 学報「まんさく」について、卒業生の近況と在学生の近況を交互に伝える形とするなど、内容を充実したものにする。在学生、同窓生、高等学校、市内外の関係機関等に配付する。

(1-2) 職員の教育研究活動及び社会活動などの実績を年報に掲載する。

(1-3) 職員の研究成果を国内外のジャーナルに掲載する。今年度に発行する紀要に掲載する研究成果を電子化し、オープンアクセスリポジトリ推進協会の共用リポジトリサービスを利用して公開する。

(2-1) 大学の活動及び成果については、積極的に各種メディアに情報提供する。

(2-2) 自己点検・自己評価結果については、大学ホームページ等に掲載する。

(3-1) 大学案内、フェイスブック等を活用し大学の知名度向上に努める。新たなSNSによる情報発信を目指す。

(3-2) 大学ホームページに最新の情報が掲載できるよう体制を構築する。また、内容をさらに充実させ、大学のイメージアップを図る。

VI その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置

1 施設・設備の整備及び活用

(1) 既存施設の問題点を点検・調査し、大学の将来構想に整合した計画を策定し、市と協議する。

(2-1) 施設、設備等の適正な維持管理を行い、必要な修繕等については随時実施する。

(2-2) 施設、設備等は積極的に地域へ開放し、研究成果の発表、地域住民との交流及び地域活動等に有効活用する。

2 危機管理及び安全管理

- (1-1) 学生及び職員の安全確保を最優先とし、災害時対応マニュアルの内容を周知徹底する。また、学生及び職員を対象に防災訓練（年2回）を行い、災害に対する意識向上を図る。
- (1-2) 学生の感染症予防のため「感染症対応マニュアル」を見直し、マニュアルに沿った感染症予防を推進する。
- (2-1) 学生に対して、ガイダンスや講演会等で、防災・防犯、安全・衛生管理に関する情報提供や意識付けを行い、危機管理意識及び安全管理意識の向上を図る。
- (2-2) 職員及び学生に対して、学内の掲示板及び携帯メール等により随時情報提供を行い、防災・防犯意識及び安全・衛生管理意識の保持に努める。
- (3-1) 不正アクセス等に対するセキュリティの強化を図り、学内の情報を守る。
- (3-2) 個人情報保護法に基づき個人情報を適切に管理するとともに、職員の情報管理に対する意識の高揚を図る。

VII 予算、収支計画及び資金計画 別紙のとおり

大学の将来構想準備期間と予想され、予算収支計画の補正を想定する。

VIII 短期借入金の限度額

- 1 限度額 1億円
- 2 想定される理由

運営費交付金の受入時期と資金需要との期間差及び事故の発生等により緊急に必要な費用として借り入れることを想定する。

IX 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

X 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

XI 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究等の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

XII 新見市地方独立行政法人法施行規則（平成20年新見市規則第16号）で定める事項

1 施設及び設備に関する計画

- (1) 大学改革構想に合わせ必要な施設整備の計画を策定する。
- (2) 既存施設の老朽化度合を勘案した施設・設備の改修等を大学の将来構想に合わせ実施する。

2 中期目標の期間を越える債務負担

新学部創設へ移行する時期により、中期目標の期間を越える債務負担が必要になるため、具体的な検証を行う。

3 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金の使途 教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

4 その他法人の業務に関し必要な事項

(別紙)

1 予算 (平成29年度)

【単位：千円】

区 分	金 額
収 入	
運営費交付金	513,934
補助金等収入	0
自己収入	248,355
授業料、入学料等及び検定料収入	246,464
雑収入	1,891
受託研究等収入及び寄付金収入	13,001
計	775,290
支 出	
業務費	691,435
教育研究経費	88,463
人件費	602,972
一般管理費	70,854
受託研究等経費及び寄付金事業費等	13,001
計	775,290

(運営費交付金の算定方法)

運営費交付金は、平成28年度交付額に係数を乗じて、特殊要因額を追加した額である。

2 収支計画（平成29年度）

【単位：千円】

区 分	金 額
費用の部	776,375
經常費用	776,375
業務費	700,846
教育研究経費	84,873
受託事業等経費	13,001
役員人件費	25,346
教員人件費	472,083
職員人件費	105,543
一般管理費	65,032
財務費用	0
雑損	0
減価償却費	10,497
臨時損失	0
収入の部	776,375
經常収益	776,375
運営費交付金収益	504,522
補助金等収益	0
授業料収益	193,414
入学料等収益	46,560
検定料収益	6,490
受託事業等収益	13,000
寄付金収益	1
財務収益	1
雑益	1,890
資産見返運営費交付金等戻入	2,157
資産見返補助金等戻入	3,173
資産見返物品受贈額戻入	5,167
臨時利益	0
純利益	0
総利益	0

3 資金計画（平成29年度）

【単位：千円】

区 分	金 額
資金支出	775,290
業務活動による支出	765,878
投資活動による支出	9,412
財務活動による支出	0
翌年度への繰越金	0
資金収入	775,290
業務活動による収入	775,289
運営費交付金による収入	513,934
授業料、入学金及び検定料による収入	246,464
受託研究等収入	13,000
補助金等収入	0
寄付金収入	1
その他の収入	1,890
投資活動による収入	1
施設費による収入	0
その他収入	1
財務活動による収入	0
前年度よりの繰越金	0